

## 【 各加算に関する説明 】

### ベースアップ評価料

職員の処遇改善を図る為月に1回算定(月の初回に+780円)

### 医療DX加算

オンライン資格確認等システムを利用し利用者の診療情報を取得し、活用する場合

### 24時間対応体制加算

電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所  
夜間対応する職員に対して業務軽減に係る措置を講じています

### 特別管理加算(Ⅰ)

在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ又は留置カテーテルを使用している状態の方。

### 特別管理加算(Ⅱ)

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛指導管理を受けている方。
- ・人工肛門又は人工膀胱を設置している方。
- ・真皮を越える褥瘡の方。
- ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料(週3日以上在宅点滴)を算定している方。

### 緊急時訪問看護加算

緊急時に主治医の指示により臨時で訪問を行った場合(月に15日を超える場合は 2000円/日)

### 退院時共同指導加算

入院中に訪問看護ステーションの看護師等が医療機関と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合

### 退院支援指導加算

退院当日の訪問について、複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合

### 難病等複数回訪問加算

厚生労働大臣が定める疾病の方に、1日2回又は3回以上の訪問を実施した場合

### 長時間訪問看護加算

厚生労働大臣が定める利用者様に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合

### 深夜訪問看護加算

深夜(22:00~6:00)の時間帯に訪問を行った場合

### 早朝・夜間・深夜訪問看護加算

早朝(6:00~8:00)・夜間(18:00~22:00)の時間帯に訪問を行った場合

### 複数名訪問看護加算

利用者様の身体的理由、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損等により一人の看護師による訪問看護が困難と認められた場合(准看護師及び看護補助者と訪問する場合があります。)

### ターミナルケア療養費

死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行い、お看取りをさせていただいた場合  
(死亡診断を目的に医療機関へ搬送し24時間以内に亡くなられた場合も含みます)

- ※ 訪問看護管理療養費2(月の2回目以降) 2500円/日 (1の基準に満たない場合)
- ※ 高齢者虐待防止措置にかかる委員会の設置及び指針の整備・研修を行っております
- ※ 業務継続計画の策定を行っており、必要な措置を講じる他、定期的な研修を実施しています